

# 青森県報

号外第四十六号

平成十五年四月二十三日(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課) ……
青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………	(同) ……
訓 令	(同) ……
青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………	(同) ……

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条の都市計画課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を

加える。

十七 青い森セントラルパークに関すること。

第二百十九条の表中

「三 青い森公園の施設の建設及び管理に関すること。」を

「三 青い森公園の施設の建設及び管理に関すること。」

四 青い森セントラルパークの管理に関すること。に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月二十五日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十九号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項に次の一号を加える。

四 青い森セントラルパーク条例(平成十五年三月青森県条例第二号)の施行に關

する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による行為の許可に関すること。

ロ 第四条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。

八 第五条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減免に関する事。

附 則

この規則は、平成十五年四月二十五日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所の項に次の一号を加える。

五 青い森セントラルパーク条例（平成十五年三月青森県条例第二号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による行為の許可に関する事。

ロ 第四条の規定による許可の取消し等の監督処分に関する事。

ハ 第五条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料の減免に関する事。

附 則

この訓令は、平成十五年四月二十五日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭